

## 三重とことわか国体・三重とことわか大会開催推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 三重とことわか国体（第76回国民体育大会）・三重とことわか大会（第21回全国障害者スポーツ大会）（以下「両大会」という。）の本県開催にあたり、オール県庁での取組を推進するとともに、機運醸成を図るため、三重とことわか国体・三重とことわか大会開催推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- 1 両大会の開催に向けた準備の連絡調整及び推進に関する事項
- 2 その他、両大会開催準備に必要と認められる事項に関する事項

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員により構成する。

- 2 本部長は、知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、次の通りとする。

危機管理統括監、知事部局の各部局長、理事、会計管理者兼出納局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長

### (会議)

第4条 会議は、本部長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は国体・全国障害者スポーツ大会局長が司会する。
- 3 構成員に事情のあるときは、副部長等が代理出席することができる。
- 4 上記以外の者で、本部長の指名した者は、オブザーバーとして会議に参加できるものとする。

### (幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会は、推進本部の検討・協議及び情報共有等を行う。

### (事務局)

第6条 推進本部の事務局は、国体・全国障害者スポーツ大会局総務企画課が担当する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めのないことで疑義が生じた場合は、副本部長と国体・全国障害者スポーツ大会局長が協議のうえ決定する。

(附 則)

この要綱は、令和2年12月15日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	所属	職名
幹事長	地域連携部	国体・全国障害者スポーツ大会局副局長
幹事	防災対策部 戦略企画部  総務部 医療保健部 子ども・福祉部 環境生活部 地域連携部  農林水産部 雇用経済部 県土整備部 出納局 企業庁 病院事業庁 教育委員会 警察本部	防災対策総務課長 戦略企画総務課長 企画課長 政策提言・広域連携課長 総務課長 医療保健総務課長 子ども・福祉総務課長 環境生活総務課長 地域連携総務課長 国体・全国障害者スポーツ大会局次長 (国体・全国障害者スポーツ大会担当) 総務企画課長 競技・式典課長 運営調整課長 全国障害者スポーツ大会課長 農林水産総務課長 雇用経済総務課長 県土整備総務課長 副局長兼出納総務課長 企業総務課長 県立病院課長 教育総務課長 警衛対策課警衛対策官
オブザーバー	議会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 四日市港管理組合	総務課長 次長兼監査総務課長 次長兼職員課長 総務課長